

公開用

令和5年第3回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和5年9月1日提出

目 次

議案第 6 9 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 5 号) -----	7
議案第 7 0 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 6 号) -----	1 9
議案第 7 1 号	令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 1 号) -----	3 9
議案第 7 2 号	令和 5 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 1 号) -----	5 0
議案第 7 3 号	令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 1 号) -----	6 0
議案第 7 4 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	7 0
議案第 7 5 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改 正する条例 -----	7 2
議案第 7 6 号	茅ヶ崎市手数料条例及び旅館業法施行 条例の一部を改正する条例 -----	7 4
議案第 7 7 号	茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条 例 -----	7 5
議案第 7 8 号	茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部を 改正する条例 -----	7 6
議案第 7 9 号	茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関 する条例及び茅ヶ崎市病院事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例 -----	7 8
議案第 8 0 号	茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正す る条例 -----	7 9
議案第 8 1 号	名誉市民について -----	8 3

議案第 8 2 号	製造請負契約の締結について -----	8 6
議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について -----	8 7
議案第 8 4 号	工事請負契約の締結について -----	9 0
議案第 8 5 号	工事請負契約の締結にいて -----	9 3
議案第 8 6 号	工事請負契約の締結について -----	9 6
議案第 8 7 号	工事請負契約の変更について -----	9 9
議案第 8 8 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計利益の処分について -----	1 0 0
議案第 8 9 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計資本 剰余金の処分について -----	1 0 2
議案第 9 0 号	和解について -----	1 0 4
議案第 9 1 号	市道路線の廃止について -----	1 0 6
議案第 9 2 号の 1	市道路線の認定について -----	1 0 9
議案第 9 2 号の 2	市道路線の認定について -----	1 1 2
議案第 9 2 号の 3	市道路線の認定について -----	1 1 5
議案第 9 2 号の 4	市道路線の認定について -----	1 1 8
議案第 9 2 号の 5	市道路線の認定について -----	1 2 1
議案第 9 2 号の 6	市道路線の認定について -----	1 2 4
認定第 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出 決算の認定について -----	1 2 7
認定第 2 号	令和 4 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 2 8

認定第 3 号	令和 4 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 2 9
認定第 4 号	令和 4 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 3 0
認定第 5 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 3 1
認定第 6 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について -----	1 3 2
認定第 7 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について -----	1 3 3
報告第 1 8 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について -----	1 3 5
報告第 1 9 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費精算報告について -----	1 3 9
報告第 2 0 号	令和 4 年度茅ヶ崎市健全化判断比率について -----	1 4 2
報告第 2 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率について -----	1 4 4
報告第 2 2 号	専決処分の報告について -----	1 4 6
報告第 2 3 号	専決処分の報告について -----	1 4 7
報告第 2 4 号	専決処分の報告について -----	1 4 8
報告第 2 5 号	専決処分の報告について -----	1 4 9

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,724,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,389,041	412	15,389,453
	1 国庫負担金	11,705,096	412	11,705,508
20 繰越金		1,106,550	1,817	1,108,367
	1 繰越金	1,106,550	1,817	1,108,367
歳 入 合 計		81,722,434	2,229	81,724,663

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,419,538	1,817	9,421,355
	1 総務管理費	7,452,336	1,817	7,454,153
4 衛生費		9,750,375	412	9,750,787
	1 保健衛生費	5,525,347	412	5,525,759
歳 出 合 計		81,722,434	2,229	81,724,663

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	15,389,041	412	15,389,453
20 繰越金	1,106,550	1,817	1,108,367
歳入合計	81,722,434	2,229	81,724,663

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,419,538	1,817	9,421,355
4 衛生費	9,750,375	412	9,750,787
歳 出 合 計	81,722,434	2,229	81,724,663

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
0	0	0	1,817
412	0	0	0
412	0	0	1,817

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	15,389,041	412	15,389,453
1 国庫負担金	11,705,096	412	11,705,508
2 衛生費国庫負担金	97,467	412	97,879
20 繰越金	1,106,550	1,817	1,108,367
1 繰越金	1,106,550	1,817	1,108,367
1 繰越金	1,106,550	1,817	1,108,367
歳 入 合 計	81,722,434	2,229	81,724,663

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	412	6 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 (10/10)	412
1 前年度繰越金	1,817	1 前年度繰越金	1,817

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,419,538	1,817	9,421,355		
1 総務管理費	7,452,336	1,817	7,454,153		
1 一般管理費	2,805,383	1,817	2,807,200	一般財源	1,817
4 衛生費	9,750,375	412	9,750,787		
1 保健衛生費	5,525,347	412	5,525,759		
1 保健衛生総務費	3,225,555	412	3,225,967	国庫支出金	412
歳 出 合 計	81,722,434	2,229	81,724,663		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8	報償費	605	40 表彰関係費	1,817
11	需用費	105		
	1 消耗品費	105		
12	役務費	7		
	4 筆耕翻訳料	7		
13	委託料	1,100		
19	負担金補助及び交付金	412	40 予防接種健康被害救済事業費	412

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,813,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,389,453	19,697	15,409,150
	1 国庫負担金	11,705,508	984	11,706,492
	2 国庫補助金	3,635,654	18,713	3,654,367
16 県支出金		6,413,630	8,367	6,421,997
	2 県補助金	1,655,787	8,367	1,664,154
19 繰入金		726,874	△136,826	590,048
	2 基金繰入金	661,810	△136,826	524,984
20 繰越金		1,108,367	189,830	1,298,197
	1 繰越金	1,108,367	189,830	1,298,197
21 諸収入		3,739,815	396	3,740,211
	4 受託事業収入	961,398	396	961,794
22 市債		3,763,000	7,000	3,770,000
	1 市債	3,763,000	7,000	3,770,000
歳 入 合 計		81,724,663	88,464	81,813,127

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,421,355	24,141	9,445,496
	1 総務管理費	7,454,153	24,141	7,478,294
3 民生費		36,643,972	36,103	36,680,075
	1 社会福祉費	16,653,053	4,626	16,657,679
	2 児童福祉費	15,779,432	31,477	15,810,909
4 衛生費		9,750,787	3,560	9,754,347
	1 保健衛生費	5,525,759	3,560	5,529,319
6 農林水産業費		367,133	514	367,647
	1 農業費	258,862	514	259,376
8 土木費		7,095,632	1,290	7,096,922
	1 土木管理費	520,991	1,290	522,281
	2 道路橋りょう費	1,732,065	0	1,732,065
9 消防費		3,346,791	1,914	3,348,705
	1 消防費	3,346,791	1,914	3,348,705
10 教育費		6,507,516	1,942	6,509,458
	1 教育総務費	1,060,483	1,942	1,062,425
13 予備費		50,000	19,000	69,000
	1 予備費	50,000	19,000	69,000
歳 出 合 計		81,724,663	88,464	81,813,127

第 2 表 継 続 費 補 正

廃 止

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 費 り ょう	浜 園 橋 橋 り ょう 整 備 事 業 (護 岸 工)	409,772	令和5年度	0	-	-	-
				令和6年度	167,882		-	-
				令和7年度	241,890		-	-

第 3 表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 路 排 水 設 備 更 新 事 業	18,600	25,600
計	3,763,000	3,770,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	15,389,453	19,697	15,409,150
16 県支出金	6,413,630	8,367	6,421,997
19 繰入金	726,874	△136,826	590,048
20 繰越金	1,108,367	189,830	1,298,197
21 諸収入	3,739,815	396	3,740,211
22 市債	3,763,000	7,000	3,770,000
歳入合計	81,724,663	88,464	81,813,127

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,421,355	24,141	9,445,496
3 民生費	36,643,972	36,103	36,680,075
4 衛生費	9,750,787	3,560	9,754,347
6 農林水産業費	367,133	514	367,647
8 土木費	7,095,632	1,290	7,096,922
9 消防費	3,346,791	1,914	3,348,705
10 教育費	6,507,516	1,942	6,509,458
13 予備費	50,000	19,000	69,000
歳 出 合 計	81,724,663	88,464	81,813,127

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
0	0	0	24,141
26,109	0	5,793	4,201
1,955	0	690	915
0	0	0	514
0	7,000	0	△5,710
0	0	396	1,518
0	0	0	1,942
0	0	0	19,000
28,064	7,000	6,879	46,521

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	15,389,453	19,697	15,409,150
1 国庫負担金	11,705,508	984	11,706,492
2 衛生費国庫負担金	97,879	984	98,863
2 国庫補助金	3,635,654	18,713	3,654,367
2 民生費国庫補助金	1,830,907	18,025	1,848,932
3 衛生費国庫補助金	180,456	688	181,144
16 県支出金	6,413,630	8,367	6,421,997
2 県補助金	1,655,787	8,367	1,664,154
2 民生費県補助金	893,684	8,084	901,768
3 衛生費県補助金	465,205	283	465,488
19 繰入金	726,874	△136,826	590,048
2 基金繰入金	661,810	△136,826	524,984
2 財政調整基金繰入金	143,309	△143,309	0
6 子ども未来応援基金繰入金	15,479	6,483	21,962
20 繰越金	1,108,367	189,830	1,298,197

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1	保健衛生費負担金	984	4 結核医療費負担金 (3 / 4)	984
2	児童福祉費補助金	18,025	3 保育対策総合支援事業費補助金 15 地域子供の未来応援交付金	4,459 13,566
1	保健衛生費補助金	688	5 母子保健衛生費国庫補助金	688
2	児童福祉費補助金	8,084	12 保育対策総合支援事業費補助金 (1 / 3) 13 保育所等紙おむつ処分事業費補助金 (1 / 2)	4,459 3,625
1	保健衛生費補助金	283	6 風しん予防接種事業費補助金 (1 / 3)	283
1	財政調整基金繰入金	△143,309	1 財政調整基金繰入金	△143,309
1	子ども未来応援基金繰入金	6,483	1 子ども未来応援基金繰入金	6,483

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	繰越金	1,108,367	189,830	1,298,197
	1 繰越金	1,108,367	189,830	1,298,197
21	諸収入	3,739,815	396	3,740,211
	4 受託事業収入	961,398	396	961,794
	5 消防費受託事業収入	627,899	396	628,295
22	市債	3,763,000	7,000	3,770,000
	1 市債	3,763,000	7,000	3,770,000
	6 土木債	1,285,900	7,000	1,292,900
歳 入 合 計		81,724,663	88,464	81,813,127

(単位 千円)

節		金額	説	明	
区	分				
1	前年度繰越金	189,830	1	前年度繰越金	189,830
1	消防費受託事業収入	396	1	消防業務受託事業収入	396
1	道路橋りょう債	7,000	2	道路排水設備更新事業債	7,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,421,355	24,141	9,445,496		
1 総務管理費	7,454,153	24,141	7,478,294		
13 文化行政費	476,133	9,117	485,250	一般財源	9,117
14 スポーツ振興費	1,028,475	15,024	1,043,499	一般財源	15,024
3 民生費	36,643,972	36,103	36,680,075		
1 社会福祉費	16,653,053	4,626	16,657,679		
1 社会福祉総務費	6,244,822	494	6,245,316	一般財源	494
5 老人福祉施設費	121,925	4,132	126,057	一般財源	4,132
2 児童福祉費	15,779,432	31,477	15,810,909		
1 児童福祉総務費	3,873,697	19,777	3,893,474	国庫支出金	4,459
				県支出金	8,009
				そ の 他	7,659
				一般財源	△350
4 児童福祉施設費	436,841	0	436,841	県支出金	75
				一般財源	△75

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22	補償補填及び賠償金	9,117	50 市民文化会館関係経費	9,117
22	補償補填及び賠償金	15,024	50 体育館管理運営経費 1 体育館管理運営経費 60 温水プール管理運営経費	10,059 10,059 4,965
23	償還金利子及び割引料	494	230 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金	494
11	需用費	3,556	60 しおさい南湖管理経費	4,132
	6 修繕料	3,556		
13	委託料	468		
22	補償補填及び賠償金	108		
19	負担金補助及び交付金	19,777	40 民間保育所運営補助事業費 170 地域型保育運営補助事業費	13,632 6,145

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 地域児童福祉費	94,845	11,700	106,545	国庫支出金	13,566
				そ の 他	△1,866
4 衛生費	9,750,787	3,560	9,754,347		
1 保健衛生費	5,525,759	3,560	5,529,319		
2 予防費	708,455	2,182	710,637	国庫支出金	984
				県支出金	283
				一般財源	915
3 母子衛生費	1,002,798	1,378	1,004,176	国庫支出金	688
				そ の 他	690
6 農林水産業費	367,133	514	367,647		
1 農業費	258,862	514	259,376		
4 畜産業費	1,411	514	1,925	一般財源	514
8 土木費	7,095,632	1,290	7,096,922		
1 土木管理費	520,991	1,290	522,281		
1 土木総務費	481,178	1,290	482,468	一般財源	1,290
2 道路橋りょう費	1,732,065	0	1,732,065		
1 道路橋りょう総務費	281,639	0	281,639	地 方 債	7,000
				一般財源	△7,000
9 消防費	3,346,791	1,914	3,348,705		

(単位 千円)

節		金額	説明		
区分					
19	負担金補助及び交付金	11,700	20	子ども食堂支援事業費	11,700
12	1 役務費	19	20	風しん予防接種事業費	869
	1 通信運搬費	19	30	感染症対策事業費	1,313
			4	感染症患者医療費	1,313
13	委託料	850			
20	扶助費	1,313			
13	委託料	1,378	10	母子保健事業費	1,378
			5	母子相談事業費	1,378
19	負担金補助及び交付金	514	40	畜産経営環境保全対策事業費	514
11	1 需用費	1,290	30	道水路境界確定事業費	1,290
	1 消耗品費	1,290			

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 消防費	3,346,791	1,914	3,348,705		
1 常備消防費	2,915,092	1,914	2,917,006	そ の 他	396
				一般財源	1,518
10 教育費	6,507,516	1,942	6,509,458		
1 教育総務費	1,060,483	1,942	1,062,425		
2 事務局費	1,054,423	1,942	1,056,365	一般財源	1,942
13 予備費	50,000	19,000	69,000		
1 予備費	50,000	19,000	69,000		
1 予備費	50,000	19,000	69,000	一般財源	19,000
歳 出 合 計	81,724,663	88,464	81,813,127		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11	需用費	1,914	30 消防施設設備維持管理経費	1,914
	6 修繕料	1,914	3 消防通信業務管理経費	1,914
13	委託料	13	70 特別支援教育指導関係経費	1,942
18	備品購入費	1,929		

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	36,021,055	4,084,600	7,000	4,091,600	36,960,768	36,967,768
(7) 土 木	7,944,551	1,459,300	7,000	1,466,300	8,700,139	8,707,139
合 計	61,542,545	4,674,600	7,000	4,681,600	60,606,351	60,613,351

令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,996,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		15,664,467	29,288	15,693,755
	1 県補助金	15,664,467	29,288	15,693,755
6 繰越金		22,238	21,739	43,977
	1 繰越金	22,238	21,739	43,977
歳 入 合 計		22,945,000	51,027	22,996,027

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		350,649	29,288	379,937
	1 総務管理費	307,430	29,288	336,718
7 諸支出金		20,495	21,739	42,234
	1 償還金及び還付加算金	20,495	21,739	42,234
歳 出 合 計		22,945,000	51,027	22,996,027

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	15,664,467	29,288	15,693,755
6 繰越金	22,238	21,739	43,977
歳入合計	22,945,000	51,027	22,996,027

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	350,649	29,288	379,937
7 諸支出金	20,495	21,739	42,234
歳 出 合 計	22,945,000	51,027	22,996,027

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
29,288	0	0	0
0	0	0	21,739
29,288	0	0	21,739

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金	15,664,467	29,288	15,693,755
1 県補助金	15,664,467	29,288	15,693,755
1 保険給付費等交付金	15,664,467	29,288	15,693,755
6 繰越金	22,238	21,739	43,977
1 繰越金	22,238	21,739	43,977
1 繰越金	22,238	21,739	43,977
歳 入 合 計	22,945,000	51,027	22,996,027

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 保険給付費等 交付金	29,288	2 特別交付金	29,288
1 前年度繰越金	21,739	1 前年度繰越金	21,739

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	350,649	29,288	379,937		
1 総務管理費	307,430	29,288	336,718		
1 一般管理費	305,520	29,288	334,808	県支出金	29,288
7 諸支出金	20,495	21,739	42,234		
1 償還金及び還付加算金	20,495	21,739	42,234		
1 一般被保険者保険料還付金及び 還付加算金	20,485	21,739	42,224	一般財源	21,739
歳 出 合 計	22,945,000	51,027	22,996,027		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	29,288	20 一般管理経費	29,288
23 償還金利子及び割引料	21,739	10 過年度保険料還付金及び還付加算金	21,739

令和5年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,719,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		10	460,679	460,689
	1 繰越金	10	460,679	460,689
歳 入 合 計		18,259,000	460,679	18,719,679

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金		284	323,019	323,303
	1 介護保険運営基金	284	323,019	323,303
6 諸支出金		73,731	137,660	211,391
	1 償還金及び還付加算金	7,601	137,660	145,261
歳 出 合 計		18,259,000	460,679	18,719,679

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	10	460,679	460,689
歳入合計	18,259,000	460,679	18,719,679

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金	284	323,019	323,303
6 諸支出金	73,731	137,660	211,391
歳 出 合 計	18,259,000	460,679	18,719,679

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	323,019	0
0	0	137,660	0
0	0	460,679	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金	10	460,679	460,689
1 繰越金	10	460,679	460,689
1 繰越金	10	460,679	460,689
歳 入 合 計	18,259,000	460,679	18,719,679

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	460,679	1 前年度繰越金	460,679

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 介護保険運営基金	284	323,019	323,303		
1 介護保険運営基金	284	323,019	323,303		
1 介護保険運営基金	284	323,019	323,303	そ の 他	323,019
6 諸支出金	73,731	137,660	211,391		
1 償還金及び還付加算金	7,601	137,660	145,261		
2 償還金	10	137,660	137,670	そ の 他	137,660
歳 出 合 計	18,259,000	460,679	18,719,679		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	323,019	10 介護保険運営基金積立金	323,019
23 償還金利子及 び割引料	137,660	10 償還金	137,660

令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	12,522,895千円	3,000千円	12,525,895千円
第2項 医業外収益	1,342,497千円	3,000千円	1,345,497千円
支出			
第1款 病院事業費用	13,206,868千円	394,891千円	13,601,759千円
第1項 医業費用	12,872,413千円	3,000千円	12,875,413千円
第3項 特別損失	67,632千円	391,891千円	459,523千円
令和5年9月1日提出			

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,522,895	3,000	12,525,895	
	2 医業外収益		1,342,497	3,000	1,345,497	
		5 その他医業外収益	63,053	3,000	66,053	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			13,206,868	394,891	13,601,759	
	1 医業費用		12,872,413	3,000	12,875,413	
		3 経費	2,706,565	3,000	2,709,565	
	3 特別損失		67,632	391,891	459,523	
		1 過年度損益修正損	58,297	391,891	450,188	

令和5年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 684,254	△ 391,891	△ 1,076,145
減価償却費	596,282		596,282
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	14,559		14,559
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 47,267		△ 47,267
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,648		8,648
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 3,704		△ 3,704
長期前受金戻入額	△ 267,388		△ 267,388
受取利息及び受取配当金	△ 30		△ 30
支払利息	105,223		105,223
長期前払消費税勘定償却	8,147		8,147
固定資産除却費	27,879		27,879
その他特別損失	1,800		1,800
未収金の増減額 (△は増加)	△ 34,759		△ 34,759
未払金の増減額 (△は減少)	△ 138,193		△ 138,193
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 8,451		△ 8,451
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>1,259</u>		<u>1,259</u>
小計	△ 420,249	△ 391,891	△ 812,140
利息及び配当金の受取額	30		30
利息の支払額	△ 105,223		△ 105,223
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 32,730</u>		<u>△ 32,730</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 558,172	△ 391,891	△ 950,063
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,373,457		△ 1,373,457
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	3,850		3,850
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>590,132</u>		<u>590,132</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 780,875		△ 780,875
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,586,100		1,586,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 962,656		△ 962,656
リース債務返済による支出	<u>△ 75,100</u>		<u>△ 75,100</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	548,344		548,344
資金増加額 (又は減少額)	△ 790,703	△ 391,891	△ 1,182,594
資金期首残高	<u>4,879,092</u>		<u>4,879,092</u>
資金期末残高	4,088,389	△ 391,891	3,696,498

令和5年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	19,177,602	19,177,602	
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,415,117	△ 11,415,117	7,762,485
ウ 構 築 物	267,083	267,083	
減 価 償 却 累 計 額	△ 182,785	△ 182,785	84,298
エ 器 械 備 品	5,765,623	5,765,623	
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,663,323	△ 3,663,323	2,102,300
オ 車 両	5,040	5,040	
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,770	△ 4,770	270
カ リ ー ス 資 産	229,489	229,489	
減 価 償 却 累 計 額	△ 155,588	△ 155,588	73,901
キ 建 設 仮 勘 定	0	0	0
有 形 固 定 資 産 合 計			10,359,518
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	571,620		571,620
無 形 固 定 資 産 合 計			573,423
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	3,000		3,000
イ 長 期 前 払 消 費 税	97,617		97,617
ウ そ の 他 投 資	5,587		5,587
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			106,204
固 定 資 産 合 計			11,039,145
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	4,088,389	△ 391,891	3,696,498
(2) 未 収 金	1,604,725		1,604,725
貸 倒 引 当 金	△ 97,424		△ 97,424
(3) 貯 蔵 品	136,918		136,918
流 動 資 産 合 計			5,340,717
資 産 合 計			16,379,862

区 分		既決予定額	補正予定額	計
負債の部				
3	固定負債			
(1)	企業債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,231,211		<u>8,231,211</u>
	企業債合計			8,231,211
(2)	リース債	57,398		57,398
(3)	引当金			
	ア 退職給付引当金	1,696,001		<u>1,696,001</u>
	引当金合計			<u>1,696,001</u>
	固定負債合計			9,984,610
4	流動負債			
(1)	企業債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,215,793		<u>1,215,793</u>
	企業債合計			1,215,793
(2)	リース債	30,224		30,224
(3)	未払金	734,193		734,193
(4)	引当金			
	ア 賞与引当金	338,367		338,367
	イ 修繕引当金	0		0
	ウ その他引当金	64,236		<u>64,236</u>
	引当金合計			402,603
(5)	その他流動負債			
	ア 預り金	45,436		<u>45,436</u>
	その他流動負債合計			<u>45,436</u>
	流動負債合計			2,428,249
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	ア 補助金	773,895		773,895
	イ 一般会計繰入金	7,178,740		7,178,740
	ウ その他の	0		0
	長期前受金合計			7,952,635
(2)	収益化累計額			
	ア 補助金	△ 409,168		△ 409,168
	イ 一般会計繰入金	△ 5,911,507		△ 5,911,507
	ウ その他の	0		0
	収益化累計額合計			<u>△ 6,320,675</u>
	繰延収益合計			1,631,960
	負債合計			<u>14,044,819</u>
資本の部				
6	資本	5,383,112		5,383,112
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	ア 受贈財産評価額	320		320
	イ 寄附金	21,048		21,048
	ウ 補助金	219,150		219,150
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>
	資本剰余金合計			1,779,429
(2)	欠損			
	ア 当年度未処理欠損	4,435,607	391,891	<u>4,827,498</u>
	欠損金合計			<u>4,827,498</u>
	剰余金合計			△ 3,048,069
	資本合計			2,335,043
	負債資本合計			<u>16,379,862</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設(平成10年度から平成15年度)、別棟建設(平成28年度から令和元年度)、本館改修(令和2年度から令和3年度)及び本館改修(その2)(令和4年度から令和5年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 51,426 千円、56,569 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,447,186千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 5 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	12,522,895	3,000	12,525,895
2 医業外収益	1,342,497	3,000	1,345,497
5 その他医業外収益	63,053	3,000	66,053

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	13,206,868	394,891	13,601,759
1 医業費用	12,872,413	3,000	12,875,413
3 経 費	2,706,565	3,000	2,709,565
3 特別損失	67,632	391,891	459,523
1 過年度損益修正損	58,297	391,891	450,188

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他医業外収益	3,000	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18 雑費	3,000	
1 過年度損益修正損	391,891	

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中	茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会	技能者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	7人以内	を
	茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会	道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	7人以内	

茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会	技能者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	7人以内	に改める。
----------------	--	------	-------

附 則

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1道の駅整備運営事業者選定委員会委員の項を削る。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会を廃止するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内
茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	粗大ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内

を

茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内
-----------------	---	-------

に改める。

附 則

- この条例は、令和5年10月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員の項を削る。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を廃止するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、旅館業法の改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における当該旅館業を営む者の地位の承継に係る承認の申請に対する審査についての事務の手数料の金額を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市印鑑条例（昭和 50 年茅ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号が記録されていないものを除く。」を「第 22 条第 7 項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 7 項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正を踏まえ、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請を移動端末設備を使用してできるようにすることにより、市民の利便の向上を図るため提案する。

茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市障害児通所施設条例（昭和50年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表かめっこくらの項を削る。

第3条第1項中「つつじ学園」を「通所施設」に改め、同項第2号中「第10条第1項第3号」を「第10条第3号及び第4号」に改め、同条第2項を削る。

第10条第1項中「つつじ学園」を「通所施設」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前号に掲げる者のほか、保護者の就労、休息その他の理由により日中一時的に監護を受けることができない障害児であつて、通所施設に通所することが特に必要であると市長が認めるもの

第10条第2項を削る。

第11条中「かめっこくらぶ」を「通所施設」に、「（前条第2項第2号に掲げる児童に限る。）」を「のうち前条第4号に掲げる児童」に改める。

第12条第1号中「かめっこくらぶ」を「通所施設」に改める。

第13条第1項中「第10条第1項第2号」を「第10条第2号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第10条第1号に掲げる児童 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該児童発達支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額）に通所特定費用の額を加えた額

(2) 第10条第3号及び第4号に掲げる児童 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 通所施設の利用に要する費用 次に掲げる利用時間の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 利用時間が2時間未満のとき 2,800円

(イ) 利用時間が2時間以上4時間未満のとき 4,000円

(ウ) 利用時間が4時間以上6時間未満のとき 4,800円

(エ) 利用時間が6時間以上のとき 6,000円

イ 児童の迎え又は送りに要する費用 1回につき540円

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

- 2 改正後の茅ヶ崎市障害児通所施設条例第11条の規定による承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前のかめっこくらの利用に係る利用料金の納付については、なお従前の例による。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、日中一時的に監護を受けることができない児童に対して活動の場を提供し、見守り、集団生活に適応するための訓練その他の支援を行う日中一時支援事業の利用者の減少に鑑み、当該事業を行う事業所を集約するため提案する。

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成23年茅ヶ崎市条例第44号)

第6条

(2) 茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年茅ヶ崎市条例第40号)第1

2条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市火災予防条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 1 項第 8 号中「き裂し、又は破損しない」を「破損し、又は亀裂を生じない」に改める。

第 18 条第 1 項第 4 号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 18 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 20 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、破損し、又は亀裂を生じない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 20 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 20 条第 4 項中「第 2 項並びにこの条第 1 項」を「第 18 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 64 条第 16 号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 1 中	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏 800 度以上のもの
		使用温度が摂氏 300 度以上 摂氏 800 度未満のもの

	使用温度が摂氏300度未満のもの
--	------------------

—	250	200	300	2
—	150	100	200	1
—	100	50	100	5

00 00 0	を	「	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器
			上記に分類されないもの		
					使用温度が摂氏300度以上摂氏800度未満のもの
					使用温度が摂氏300度未満のもの

	—	100	50	50
	—	80	30	—
上	—	250	200	300
上	—	150	100	200
満	—	100	50	100

50
30
200
100
50

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）のうち、改正後の茅ヶ崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条第1項第4号（第13条の2第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第20条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に鑑み、位置、構造及び管理の基準に係る蓄電池設備の範囲を改める等のため提案する。

名誉市民について

次の者を茅ヶ崎市名誉市民に推薦する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

氏 名 加 山 雄 三 (本名：池端 直亮)

生年月日 (略)

提案理由

本案は、茅ヶ崎市名誉市民条例第 3 条の規定により提案する。

經 歷 概 要

加 山 雄 三
(略)

經 歷

(以下略)

参 考

茅ヶ崎市名誉市民条例抜粋

(目的)

第 1 条 この条例は、政治、経済、文化、社会その他地方自治の振興に顕著な貢献をし、広く市民の敬仰の的となっている者に対してその功績と栄誉をたたえ、もって市民の敬慕の情をあらわすとともに本市のより高度の興隆に資することを目的とする。

(称号)

第 2 条 本市の市民または本市に縁故の深い者で前条の目的に該当する者に対しては、茅ヶ崎市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈る。

2 前項の名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる。

(決定)

第 3 条 名誉市民は、市長が推せんし、市議会の議決により決定する。

製造請負契約の締結について

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 はしご付消防自動車製造
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 契約金額 217,404,000円
- 4 納入期限 令和6年3月15日
- 5 契約の相手方 千葉県船橋市小野田町1530
株式会社モリタテクノス 東京支店
支店長 小林 功

提案理由

本案は、はしご付消防自動車の製造請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

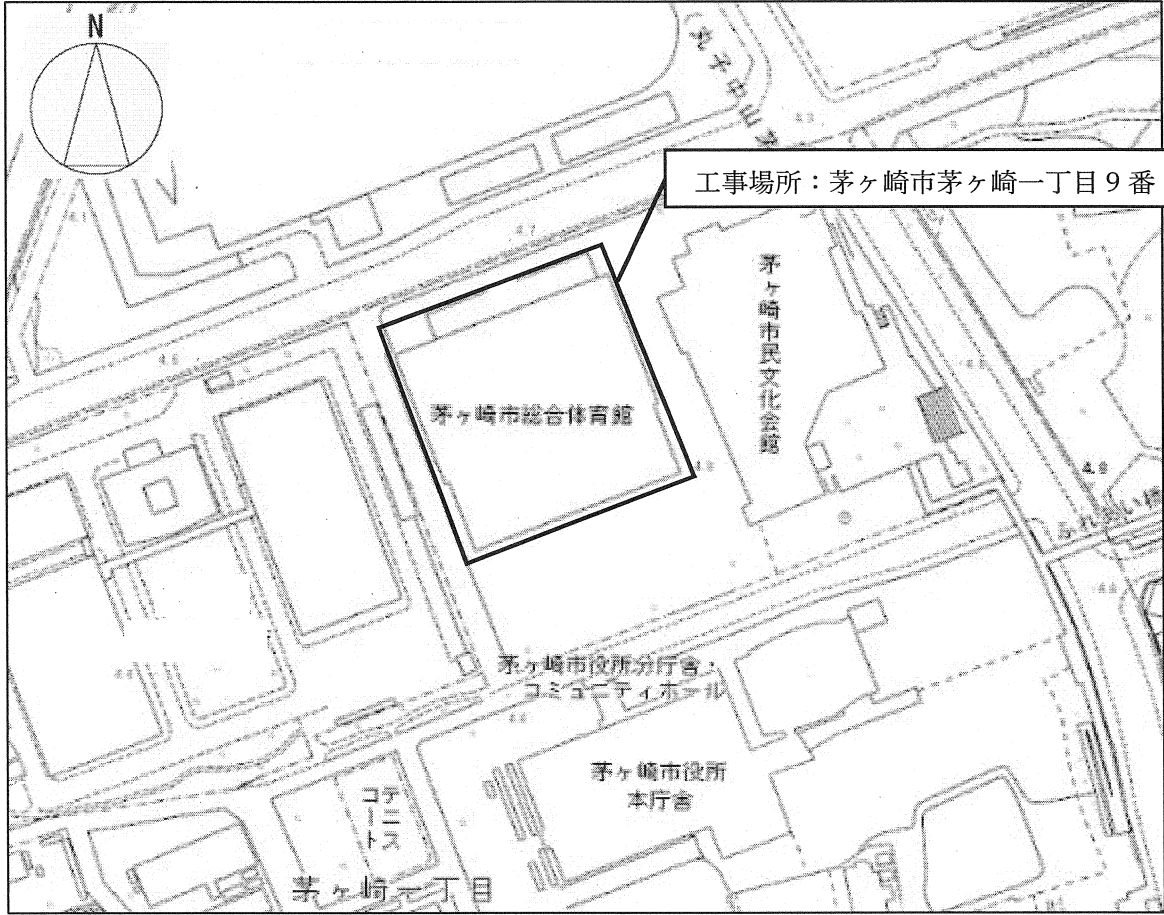
茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 総合体育館空調設備設置（建築）工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 327,800,000円
- 4 竣工期限 令和7年3月14日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市南湖一丁目4番25号
亀井工業株式会社
代表取締役 亀井 信幸

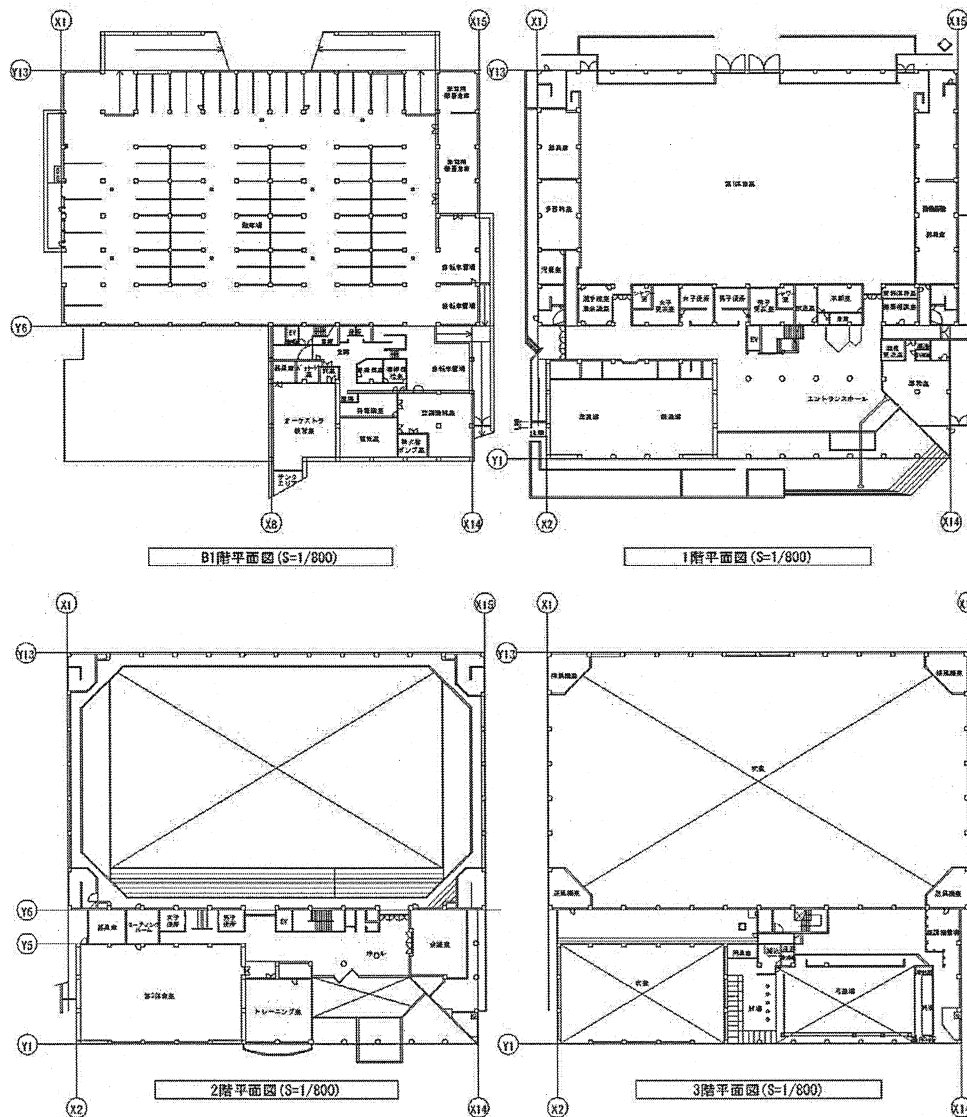
提案理由

本案は、総合体育館空調設備設置（建築）工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：総合体育館空調設備設置（建築）工事



案内図



工事名称

総合体育館空調設備設置（建築）工事

施設概要

主要用途：体育館

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

階数：地上3階建・地下1階

延床面積：12,250.59 m²

工事概要

体育室用床改修

天井仕上新設

天井仕上改修

壁開口新設

設備基礎新設

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

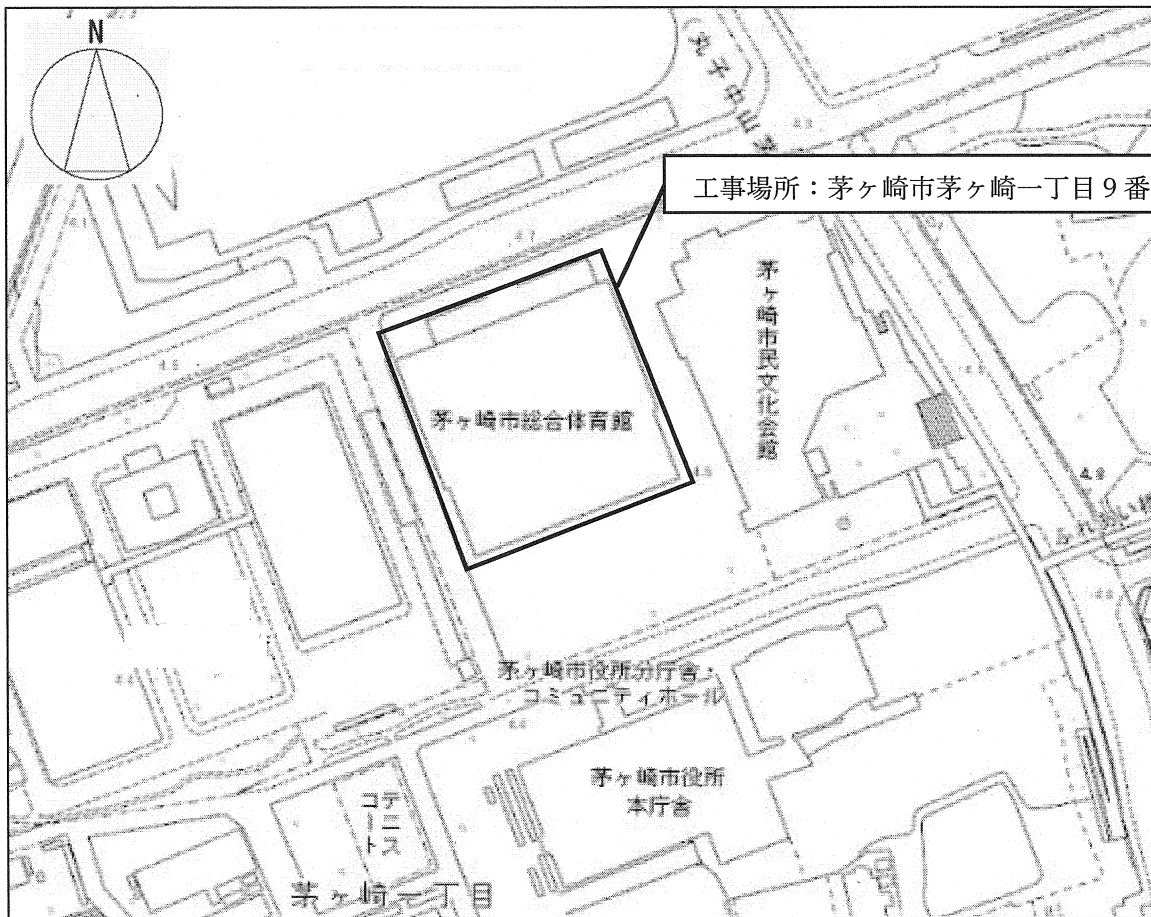
茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 総合体育館空調設備設置（機械設備）工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 314,490,000円
- 4 竣工期限 令和7年3月14日
- 5 契約の相手方 勝栄・マルイ特定建設工事共同企業体
代表者
神奈川県高座郡寒川町田端1177番地
株式会社勝栄工業
代表取締役 中内 靖修

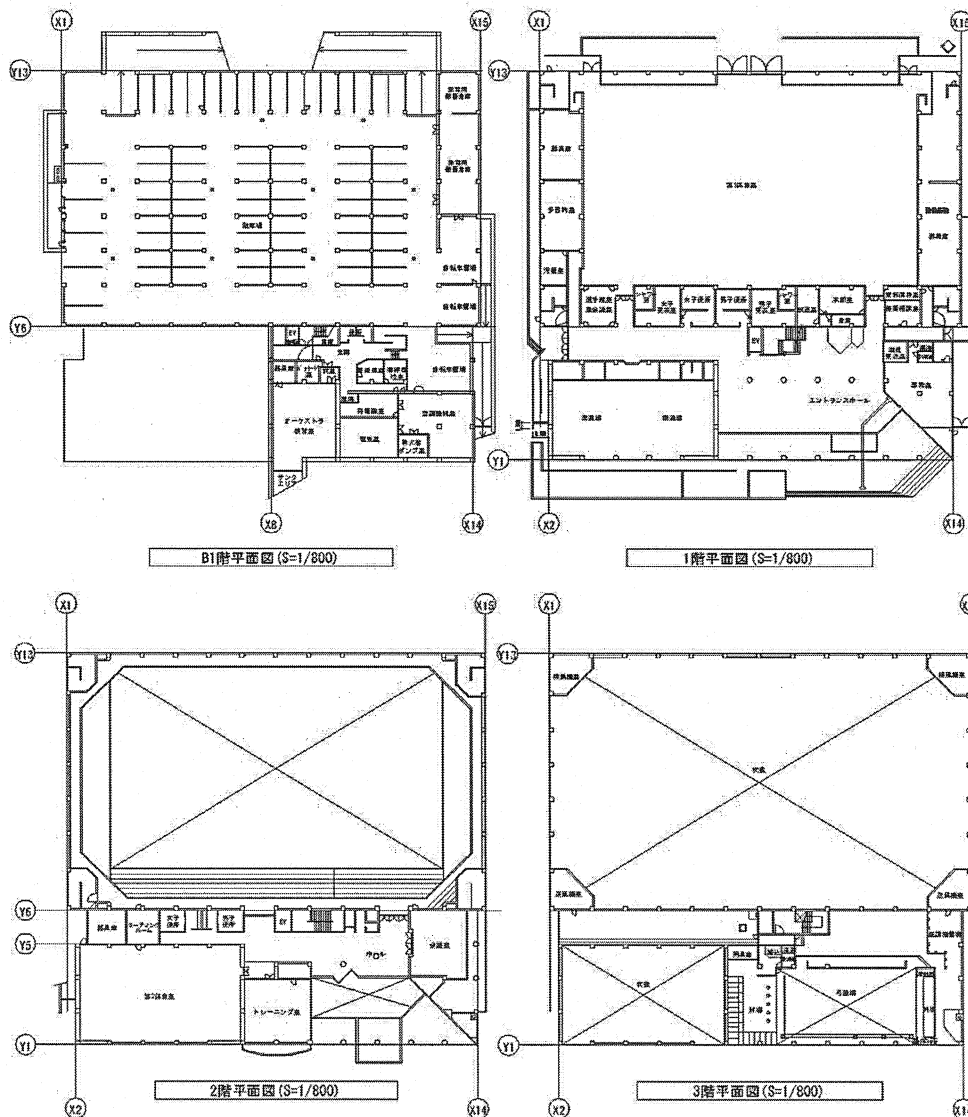
提案理由

本案は、総合体育館空調設備設置（機械設備）工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：総合体育館空調設備設置（機械設備）工事



案内図



工事名称

総合体育館空調設備設置（機械設備）工事

施設概要

主要用途：体育館

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

階数：地上3階建・地下1階

延床面積：12,250.59 m²

工事概要

空調機設備（耐塩害仕様） 一式

消火設備 一式

ガス設備 一式

撤去工事 一式

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

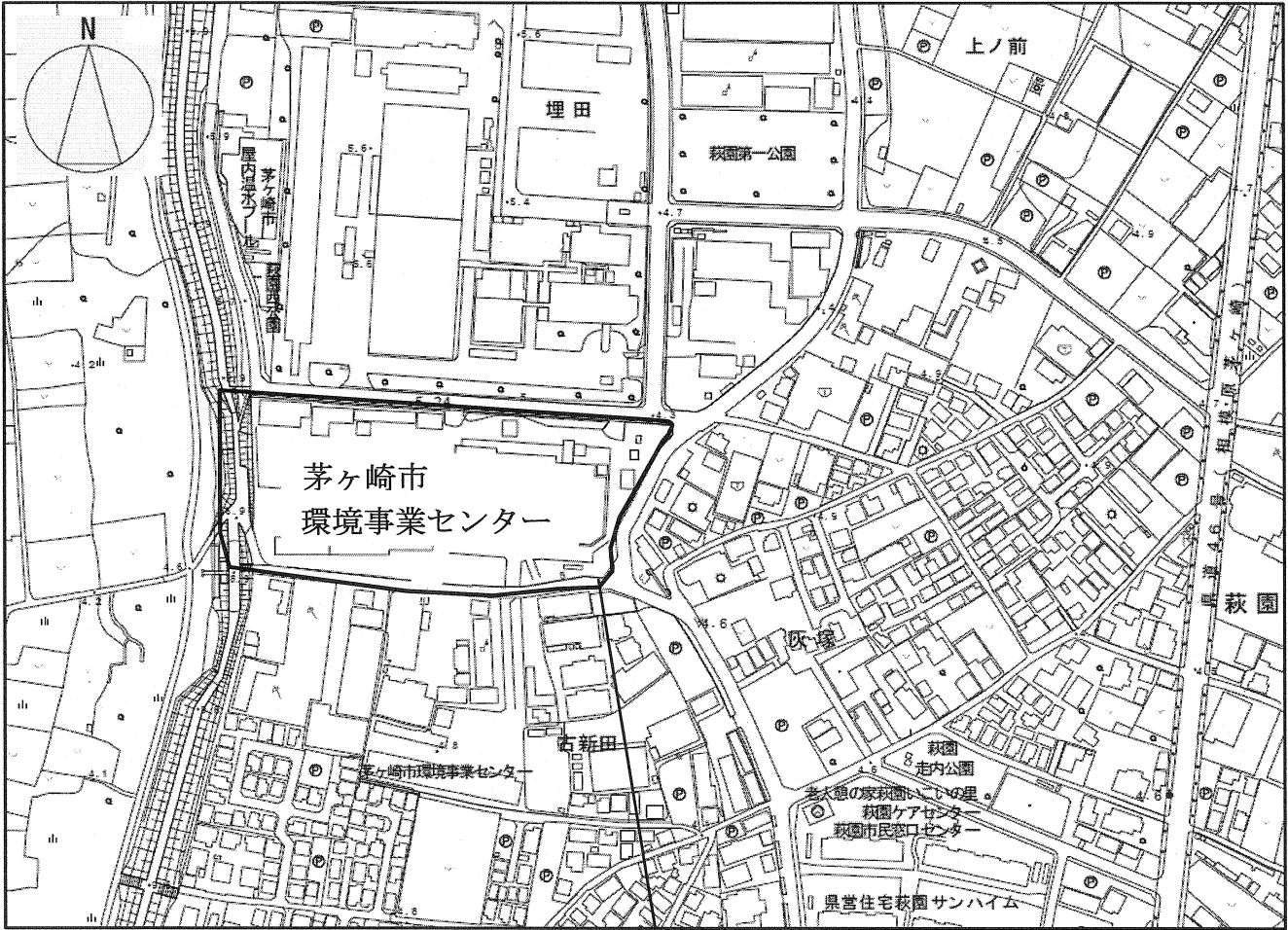
茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事
- 2 契約方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 5, 241, 500, 000円
- 4 竣工期限 令和 8 年 3 月 31 日
- 5 契約の相手方 メタウォーター・亀井・大勝特定建設工事共同企業体
代表構成員
神奈川県横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号横浜西口KNビル
メタウォーター株式会社横浜営業所
所長 小林 周平

提案理由

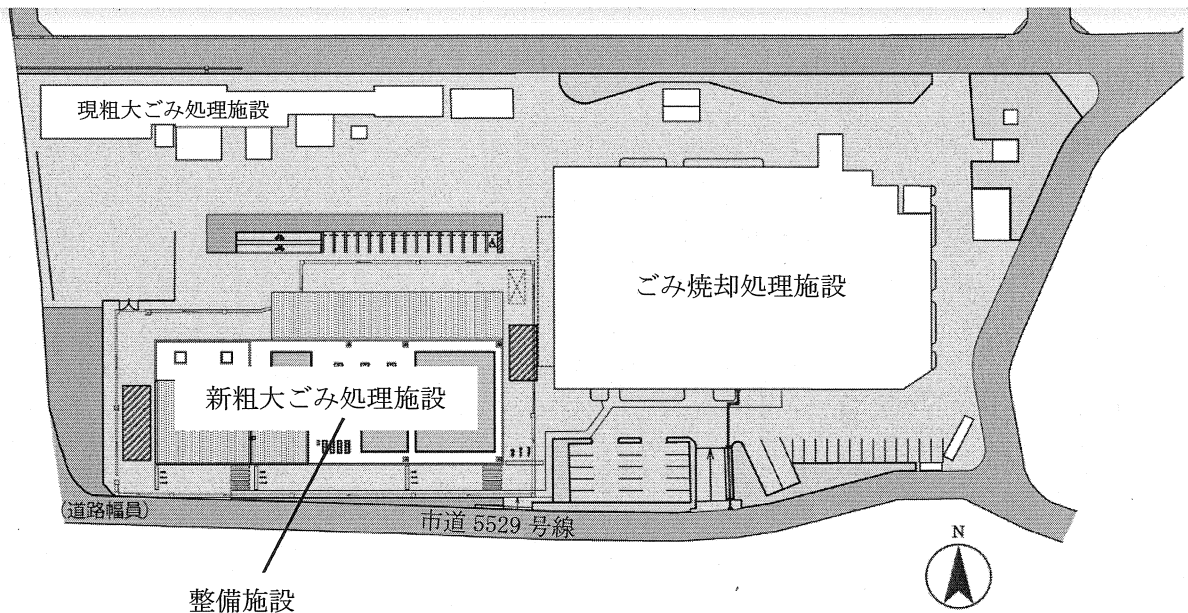
本案は、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

工事名称：茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事



工事場所：茅ヶ崎市萩園836番地

案内図



配置図※

工事名称

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事

工事概要

茅ヶ崎市環境事業センター内における新粗大ごみ処理施設（処理能力：27 t/日）の設計・建設

【整備施設】

工場棟、計量棟、駐車場、付帯施設（構内通路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）

【主要設備】

受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、貯留・搬出設備、集塵・脱臭設備、給水設備、排水設備、電気設備、計装設備

建物概要

敷地面積： 19,012 m²
 建築面積： 2,423 m²※
 延床面積： 4,486 m²※
 構造規模： 鉄骨造 地上3階※

※配置図、建築面積、延床面積、構造規模は、提案書提出時点のため、契約後の実施設計によって、変更となる場合があります。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 市営高田住宅簡易 2 階建解体工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 176,342,653 円
- 4 竣工期限 令和 6 年 3 月 15 日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市元町 12 番 9 号
浅岡建設株式会社
代表取締役 浅岡 康一

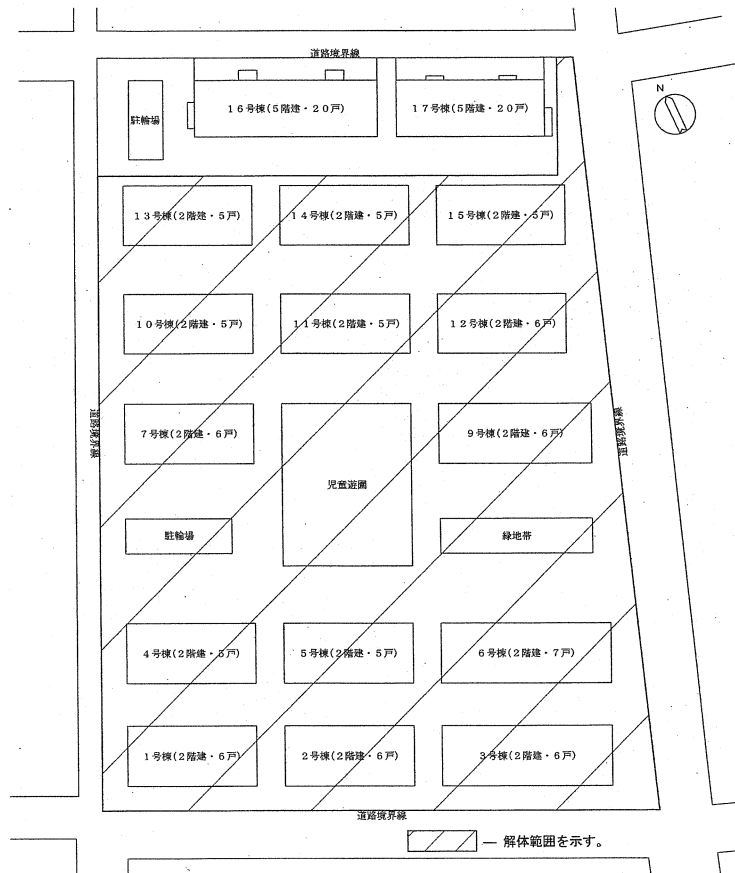
提案理由

本案は、市営高田住宅簡易 2 階建解体工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

工事名称：市営高田住宅簡易 2 階建解体工事



案内図



配置図

工事名称

市営高田住宅簡易 2 階建解体工事

施設概要

施設名称：市営高田住宅

所在地：茅ヶ崎市高田二丁目 9 5 の一部

敷地面積：8,037.37 m²

工事概要

市営高田住宅 2 階建て 解体・撤去

PC造地上 2 階建て 延床面積 4,103.51 m² (51.07 m² × 43 戸 + 54.50 m² × 35 戸)

建築とりこわし 一式 (電気設備及び機械設備撤去含む)

PC造躯体解体 一式

外構撤去及び整地 一式

工事請負契約の変更について

浜園橋橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の一部を次のように変更する。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

契 約 金 額	変更前	363,000,000円
	変更後	402,333,800円
竣 工 期 限	変更前	令和6年7月26日
	変更後	令和6年8月30日

提案理由

本案は、浜園橋橋りょう整備工事（上部工）の請負契約について、上空制限等の施工条件への対応により、地覆工等の施工内容を追加することに伴い、契約金額の増額及び工期の延長をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のと
おり処分する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	17,206,397,563	3,557,413,247	925,425,164
議会の議決による処分類	557,774,095	0	△ 925,425,164
減債積立金の積立	0	0	△ 367,651,069
資本金への組入	557,774,095	0	△ 557,774,095
処分後残高	17,764,171,658	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 0

令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計資本剰余金を別紙欠損金処理計算書のとおり処分する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処理欠損金
当年度末残高	5,383,111,606	1,779,428,766	△ 3,379,334,687
議会の議決による処分類	0	△ 320,000	0
受贈財産の処分	0	△ 320,000	0
処分後残高	5,383,111,606	1,779,108,766	(繰越欠損金) △ 3,379,334,687

和解について

次のとおり和解する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 事件名 東京地方裁判所令和4年（ワ）第3913号
医療過誤に基づく損害賠償請求事件

2 当事者 原告
市外在住の男性
市外在住の女性
被告
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
代表者病院事業管理者 中沢 明紀

3 和解の概要

- (1) 被告は、平成31年4月17日に緊急帝王切開手術にて出生後に新生児が死亡した医療紛争（以下「本件医療紛争」という。）の原告らに対し、本件医療紛争に関する一切の解決金として3,000,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は原告らに対し、(1)の金員について、議決後に協議で定める日までに銀行送金にて支払う。（ただし、振込費用は、被告の負担とする。）
- (3) 原告らは、本和解の成立により本件医療紛争はすべて解決したものとし、被告及び本件医療紛争の関与者に対し、今後一切の請求及び責任追及をしないことを確約する。
- (4) 被告及び原告らは、本件医療紛争に関し、和解で定めるほかなんらの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

4 医療紛争の内容

平成31年4月16日に分娩目的で茅ヶ崎市立病院に入院した妊婦に対し分娩誘発の処置を行ったにもかかわらず、夜間長時間にわたり看護師等による

見回りが行われず、児心音の確認等の必要な分娩監視も行われなかったために、胎児機能不全の診断が遅れ、翌日に緊急帝王切開手術を実施したものの、児が出生後に死亡したとの主張に基づく損害賠償請求訴訟。

提案理由

本案は、平成31年4月17日に緊急帝王切開手術にて出生後に新生児が死亡したことに関する損害賠償請求訴訟について訴訟上の和解を成立させるため提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和5年9月1日提出

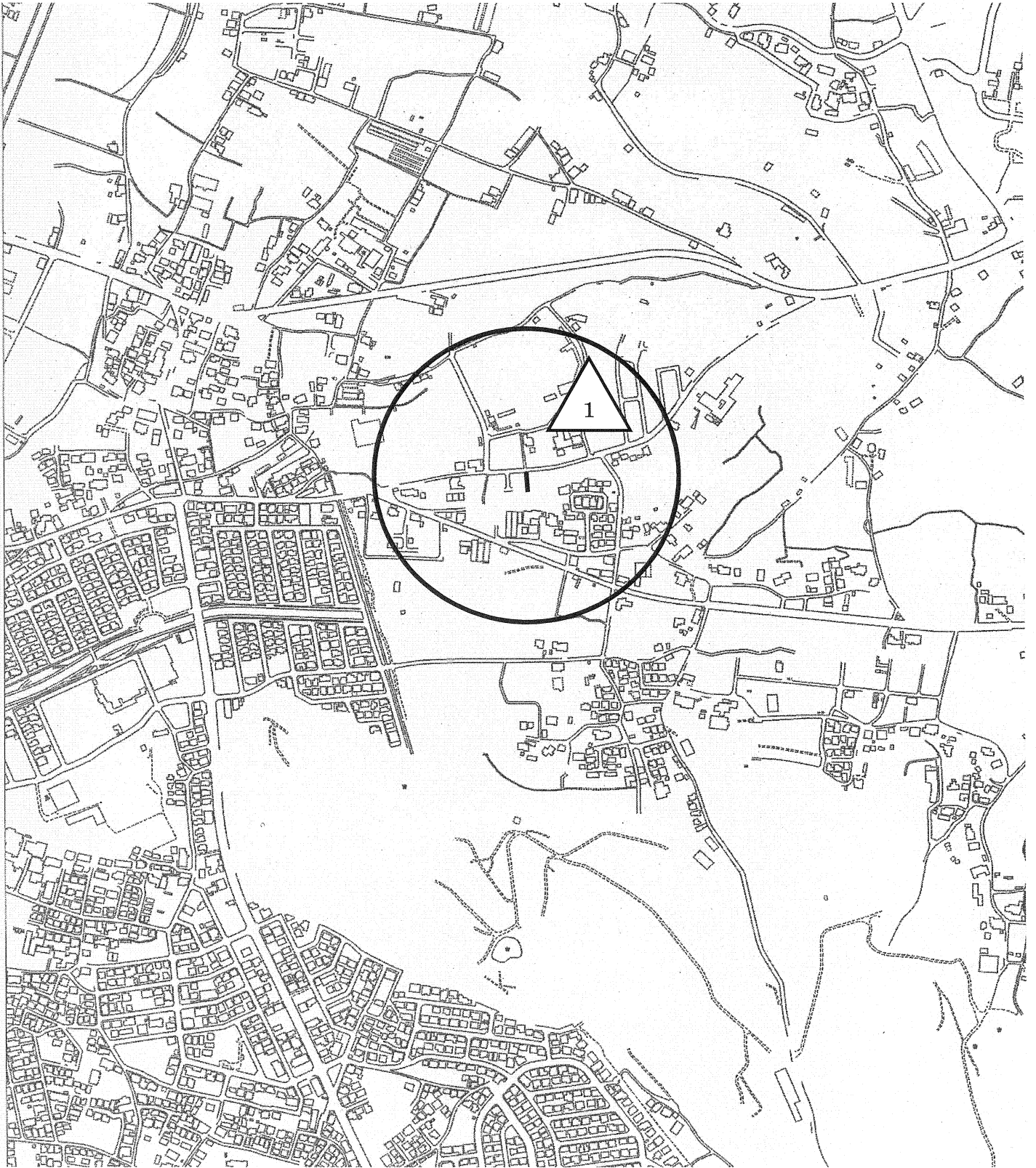
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	7362号線	下寺尾字東方 1944番地先	下寺尾字東方 1943番地先	m 24.78	m 1.82

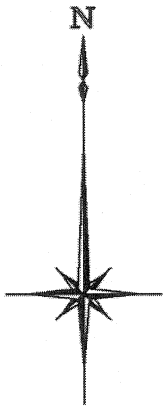
提案理由

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

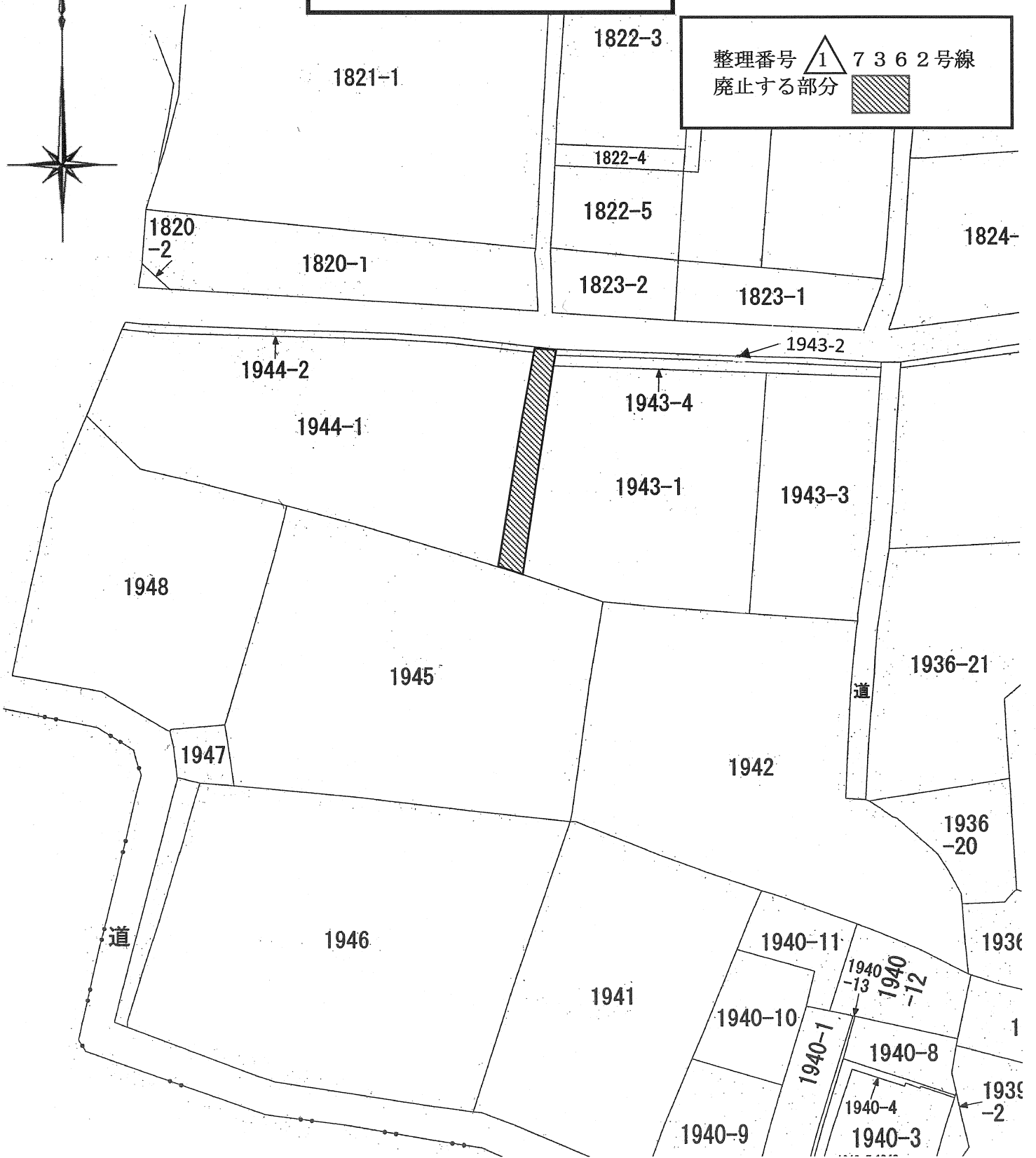
案 内 図



写 図 公



整理番号 $\triangle 1$ 7362号線
廃止する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

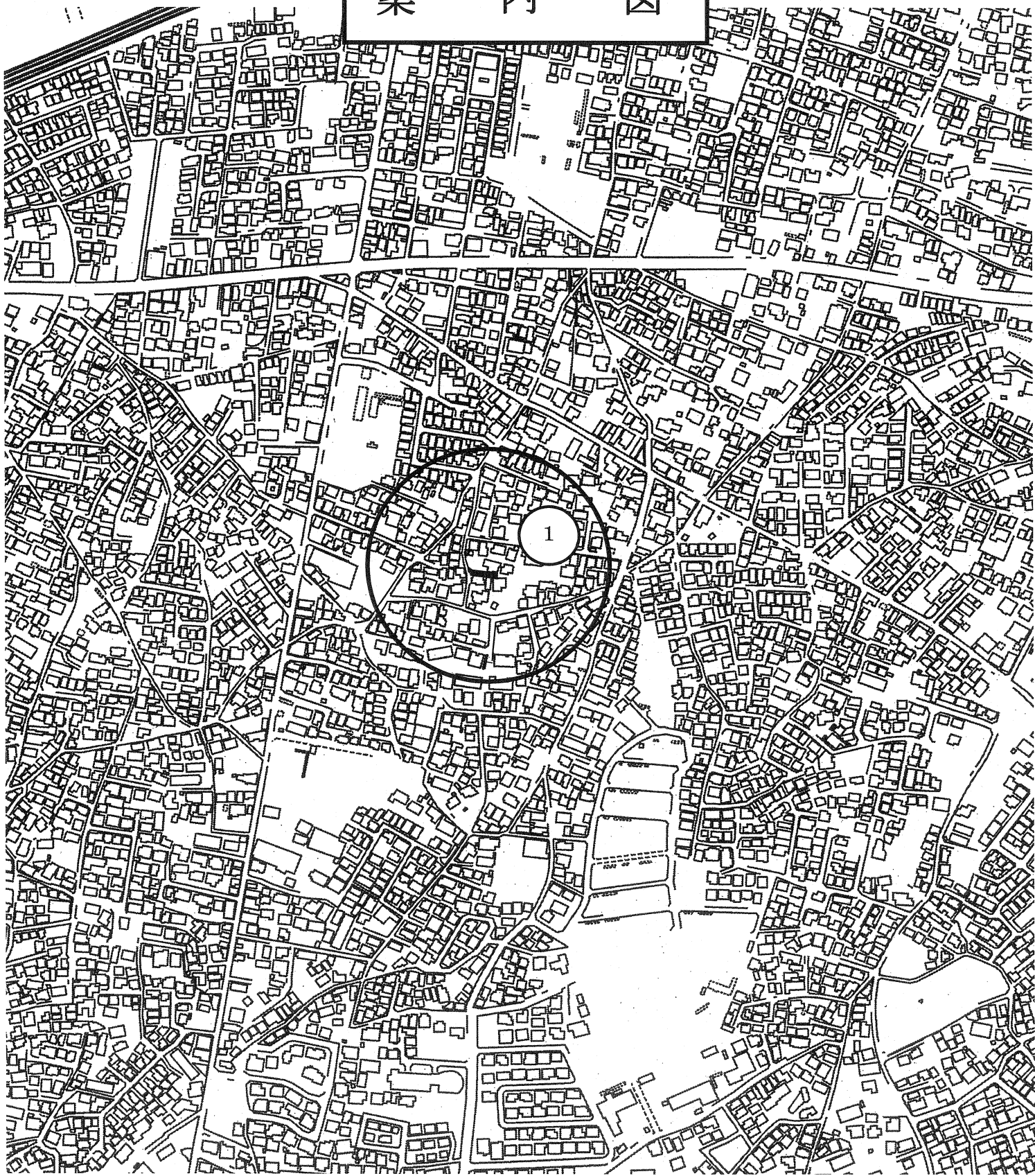
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1966号線	旭が丘 2308番2地先	旭が丘 2305番3地先	m 23.95	m 4.51

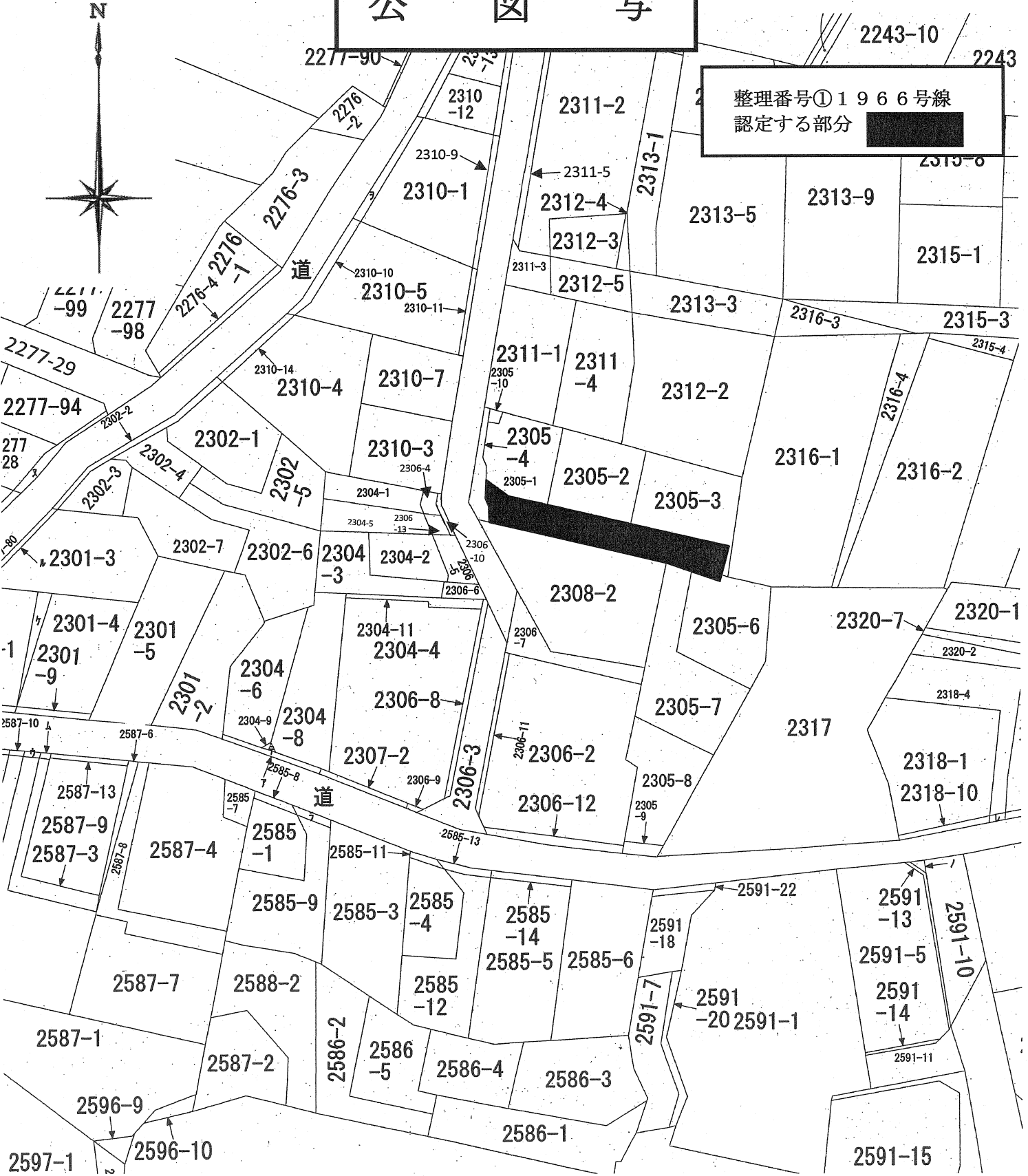
提案理由

本案は、神奈川中央交通株式会社が築造し、令和5年6月1日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写



整理番号①1966号線
認定する部分

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

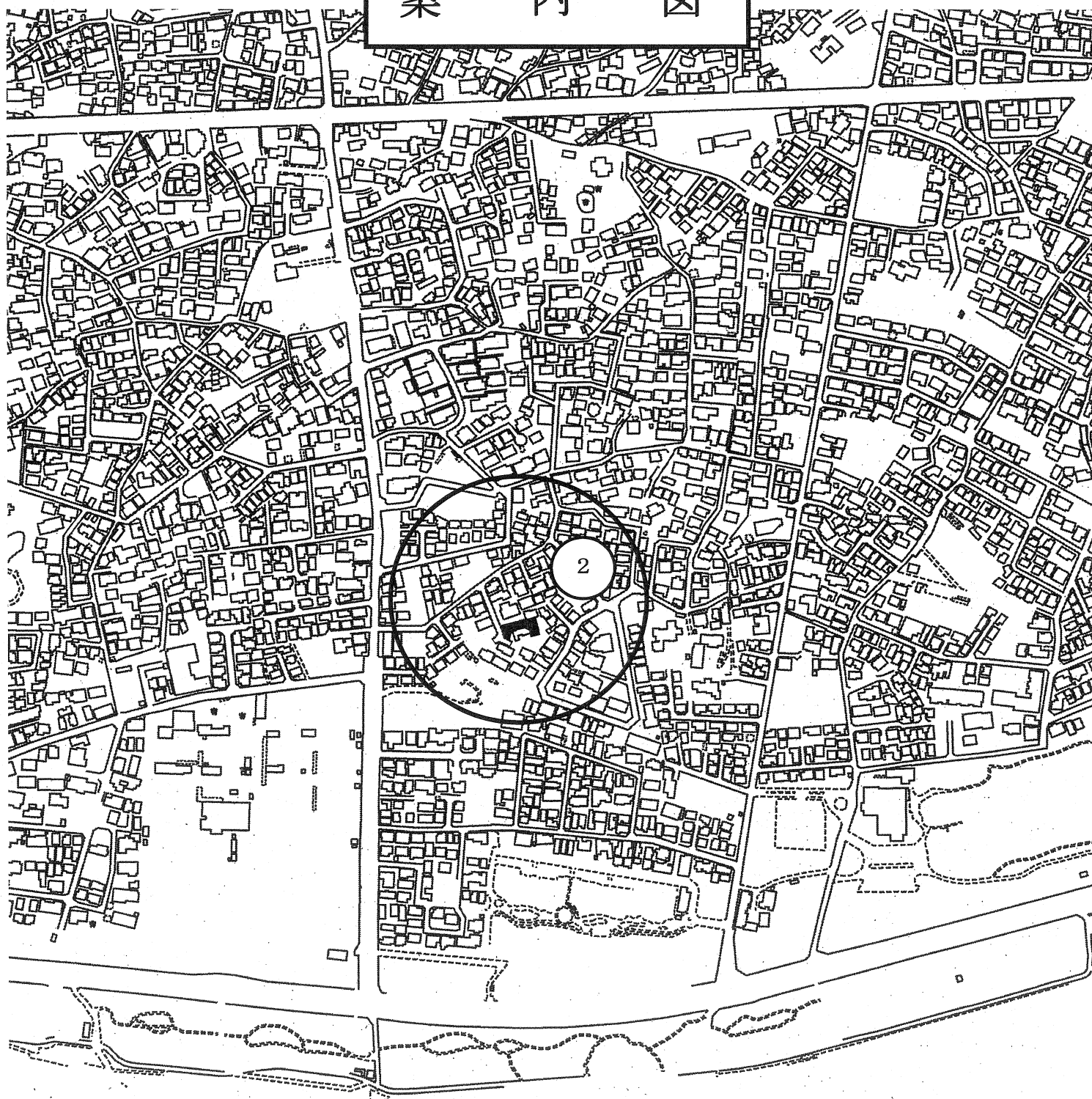
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1967号線	東海岸南六丁目 8945番2地先	東海岸南六丁目 8945番26地先	m 26.63	4.20 m ~ 5.01

提案理由

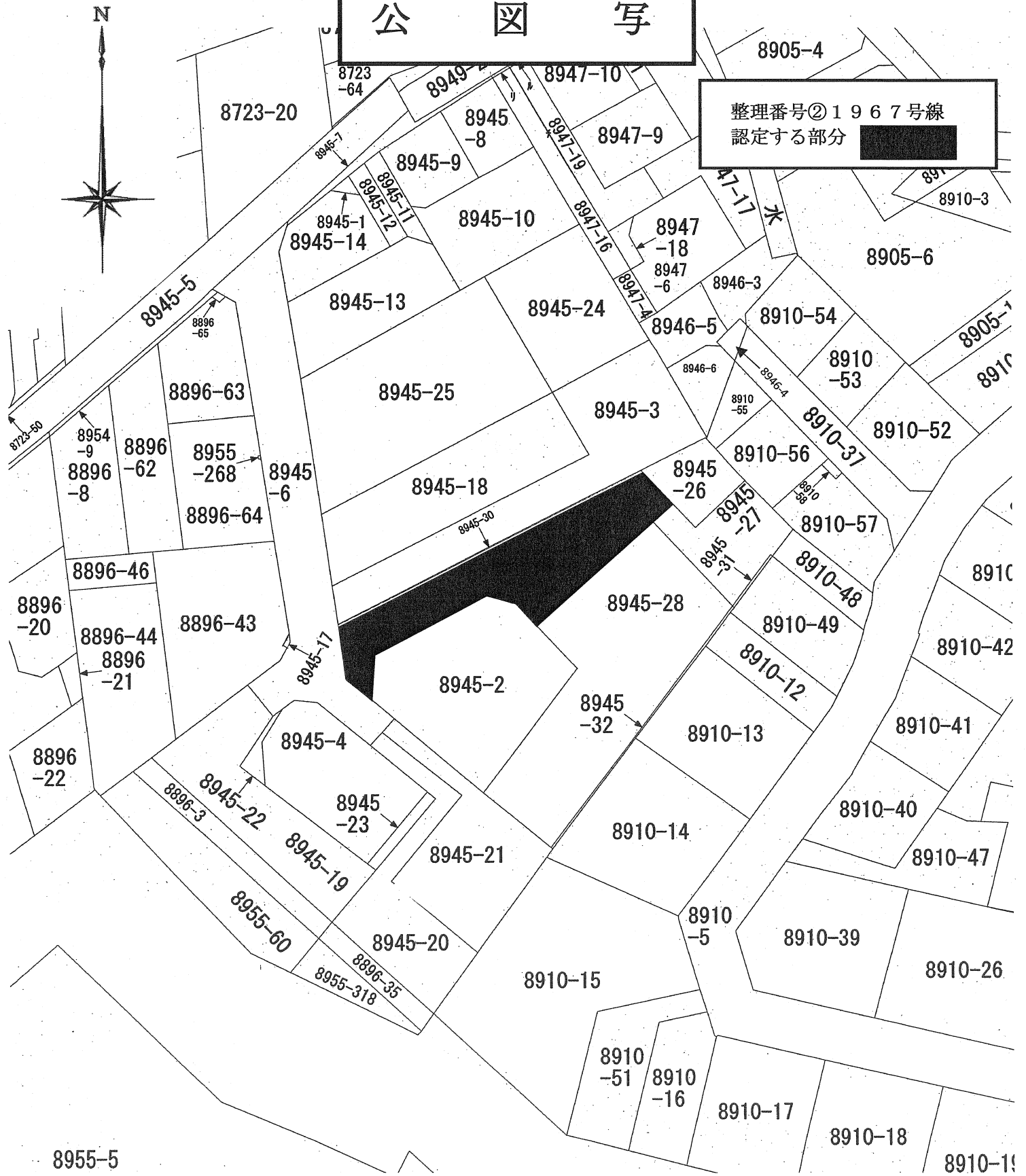
本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和5年6月27日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号②1967号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	1968号線	松が丘二丁目 6908番24地先	松が丘二丁目 6908番31地先	m 29.47	6.00 m ~ 6.01

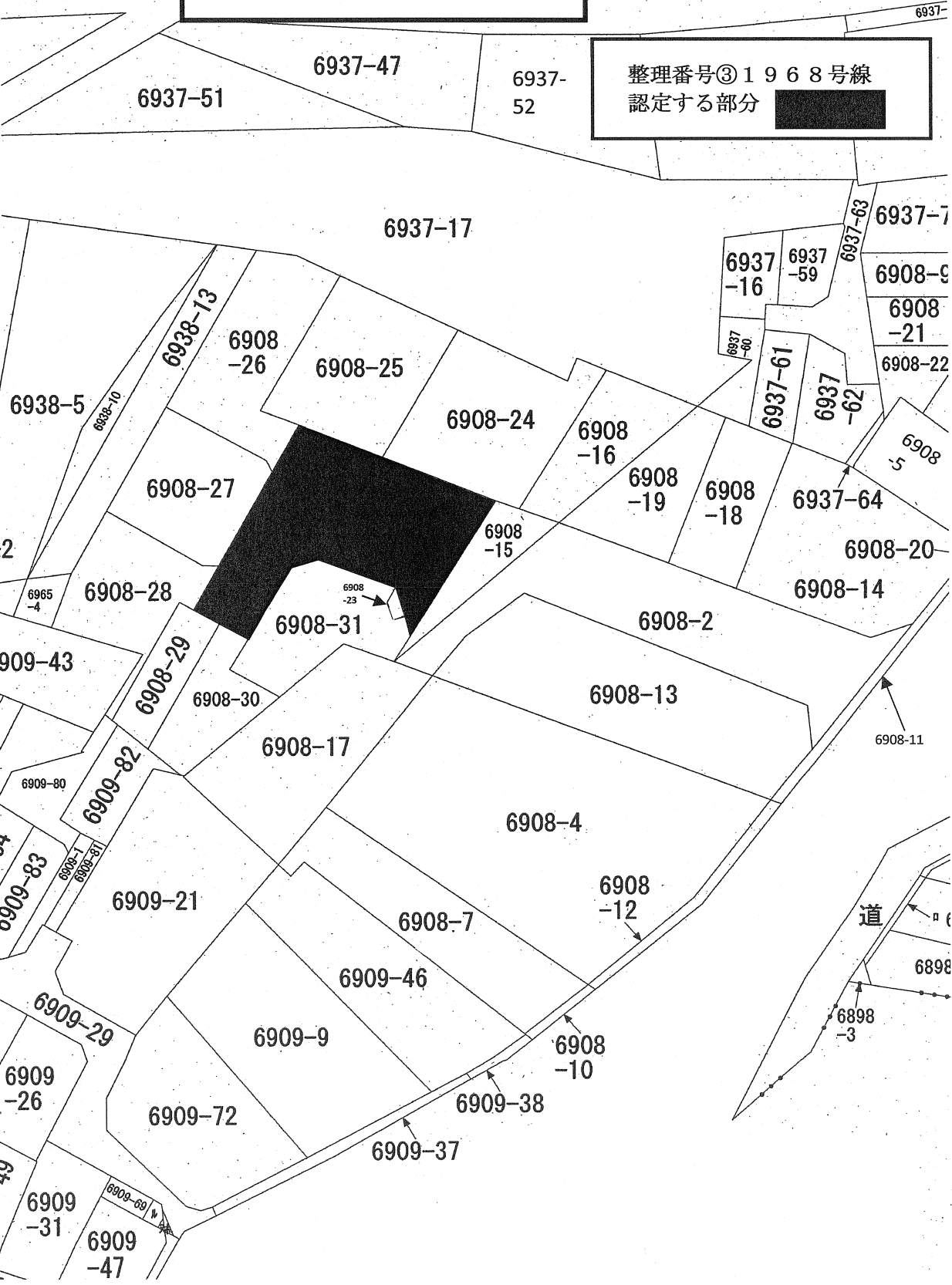
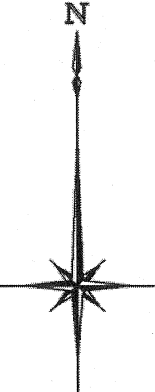
提案理由

本案は、湘南都市開発株式会社が築造し、令和5年6月28日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写



整理番号③1968号線
認定する部分

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

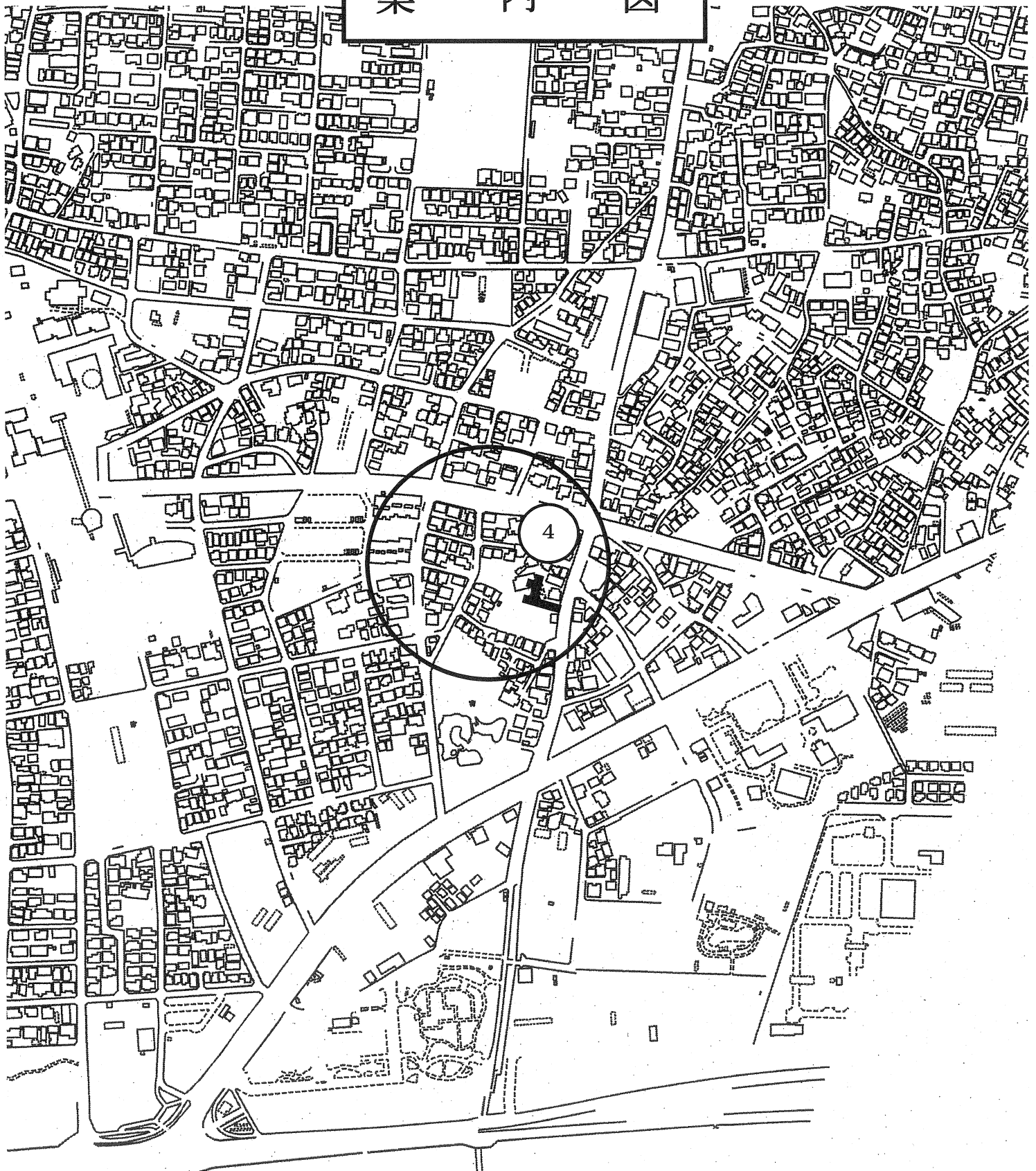
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	1969号線	緑 が 浜 5776番38地先	緑 が 浜 5776番33地先	m 67.38	4.51 m ~ 4.52


提案理由

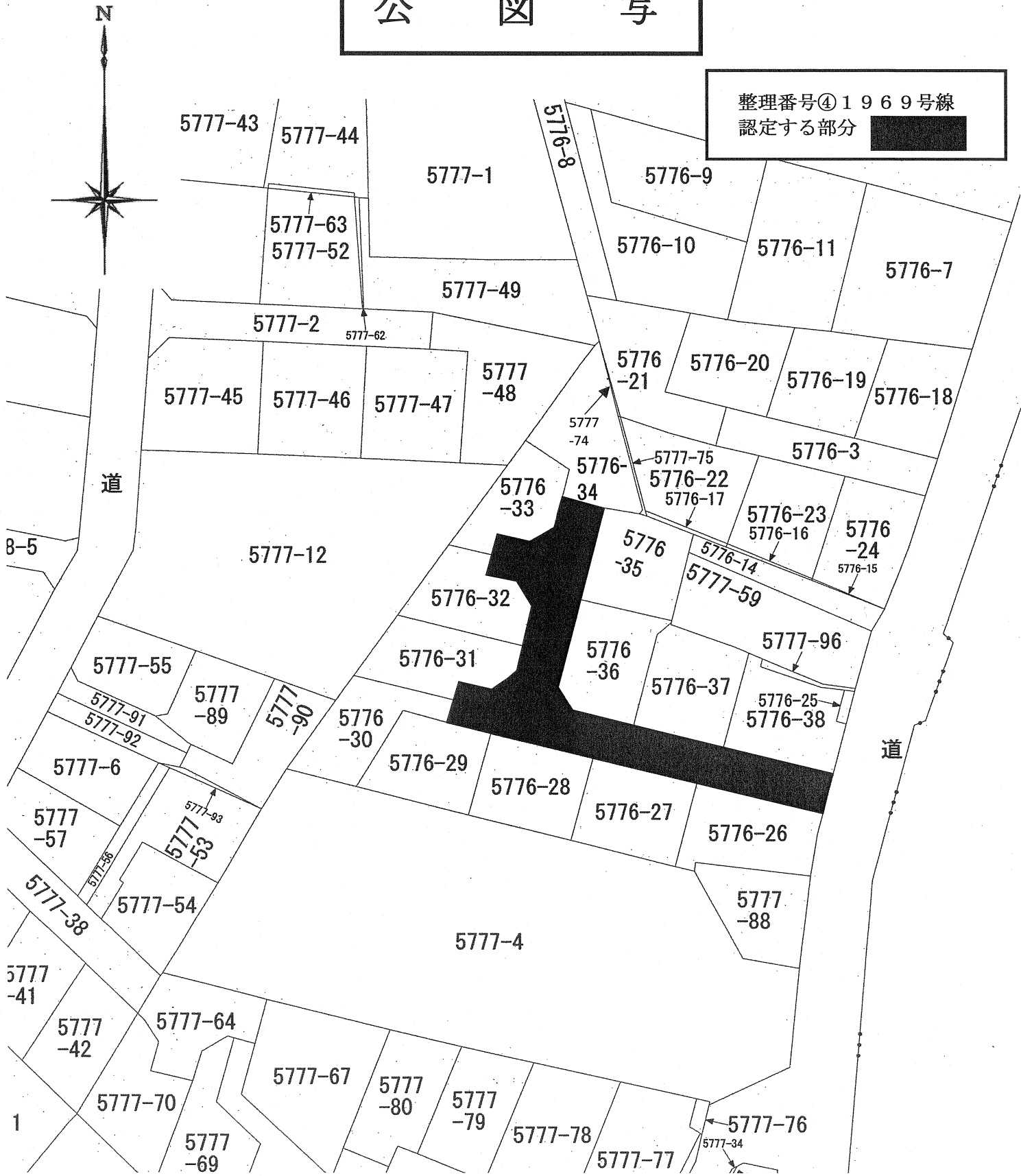
本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和5年7月5日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号④1969号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

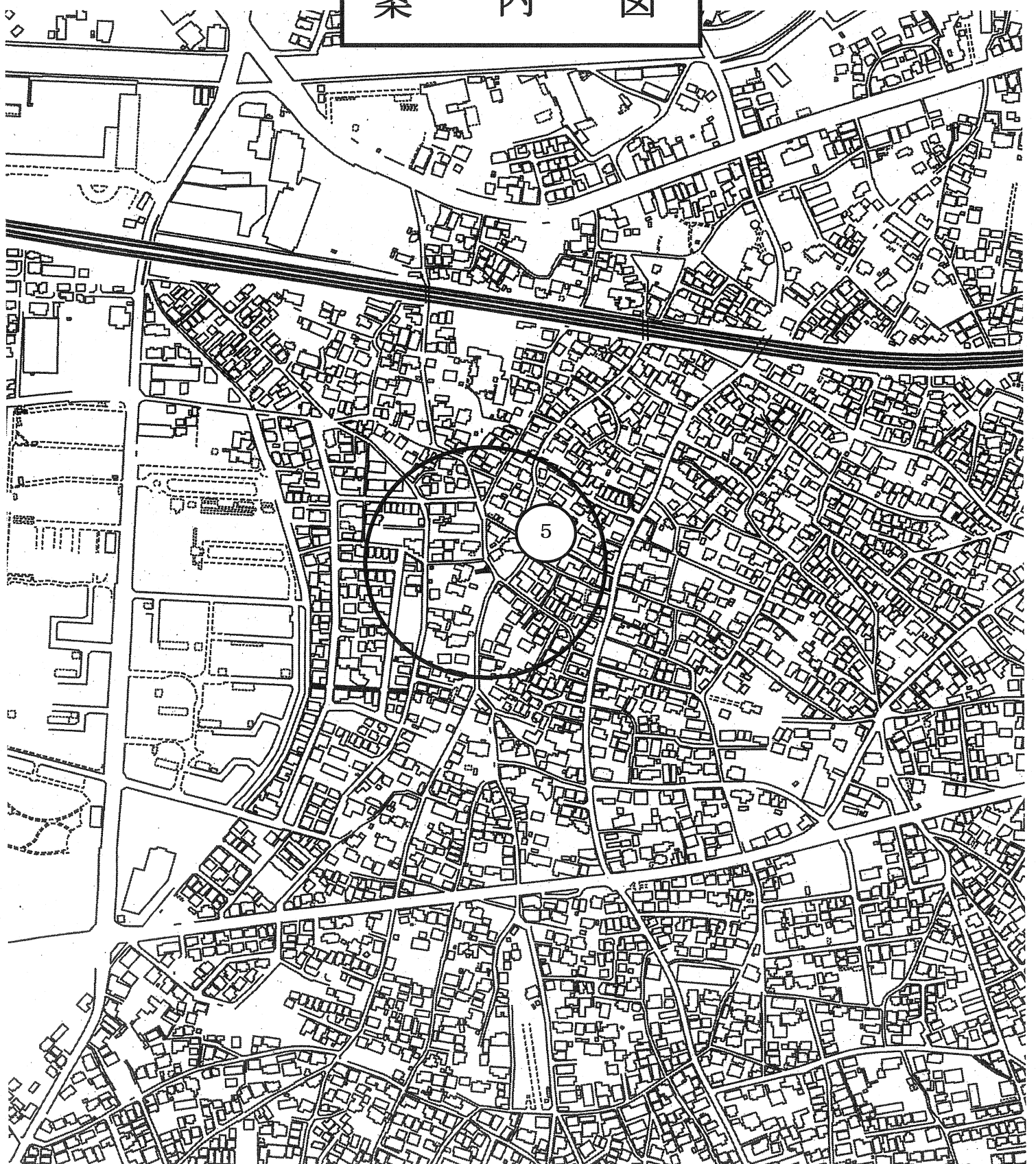
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	2721号線	南湖二丁目 3911番3地先	南湖二丁目 3911番5地先	m 20.35	m 4.20

提案理由

本案は、株式会社ディアレストコーポレーションが築造し、令和5年7月1日に本市に
 帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する


。

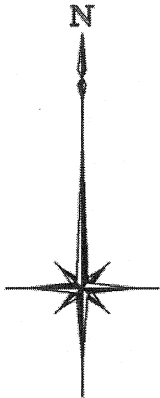
案内図



議案第92号の5資料

公 図 写

整理番号⑤2721号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年9月1日提出

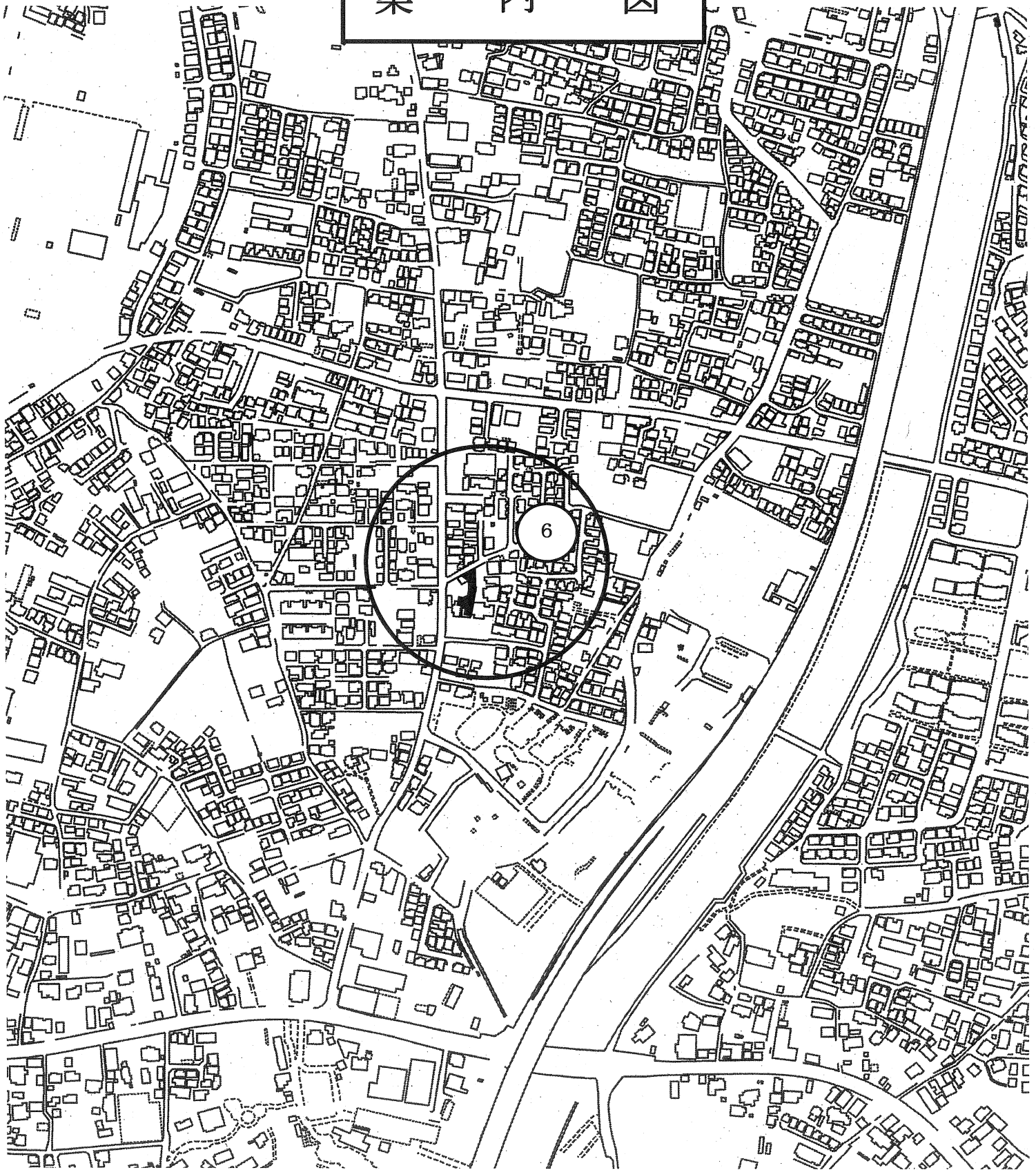
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5802号線	今宿字大田島 270番7地先	今宿字大田島 270番15地先	42.45 m	4.50 m ~ 4.51

提案理由

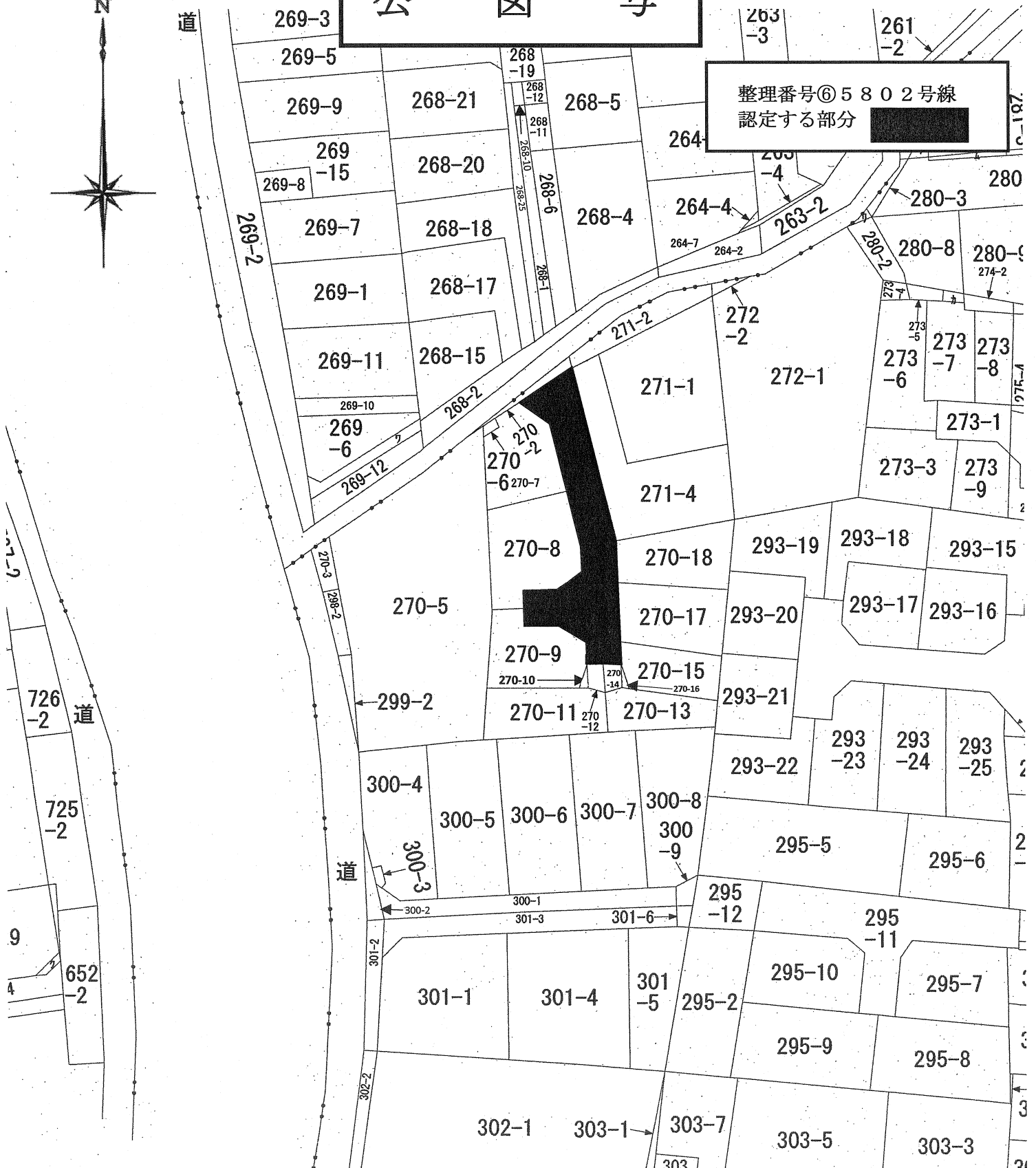
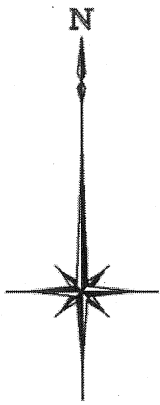
本案は、一建設株式会社が築造し、令和5年4月28日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号⑥5802号線
認定する部分



令和4年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2 清掃費	粗大ごみ処理施設整備事業	令和2年度	46,754,000	14,755,000	19,600,000		12,399,000
			令和3年度	199,237,000	19,691,000	110,700,000	48,353,000	20,493,000
			令和4年度	710,950,000	51,544,000	114,700,000	3,119,000	541,587,000
			計	956,941,000	85,990,000	245,000,000	51,472,000	574,479,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備(下部工)	令和2年度	10,678,000		9,600,000		1,078,000
			令和3年度	152,406,000		83,600,000	59,501,000	9,305,000
			令和4年度	184,442,000	14,501,000	56,600,000	106,985,000	6,356,000
			計	347,526,000	14,501,000	149,800,000	166,486,000	16,739,000

市 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
38,720,000	14,755,000	19,600,000		4,365,000	8,034,000				8,034,000
207,270,800	19,691,000	116,800,000	48,253,900	22,525,900	△ 8,033,800		△ 6,100,000	99,100	△ 2,032,900
710,949,800	51,544,000	114,700,000	3,119,000	541,586,800	200				200
956,940,600	85,990,000	251,100,000	51,372,900	568,477,700	400		△ 6,100,000	99,100	6,001,300
					10,678,000		9,600,000		1,078,000
120,000,000		72,500,000	39,344,540	8,155,460	32,406,000		11,100,000	20,156,460	1,149,540
151,618,600	14,507,000	38,900,000	93,773,824	4,437,776	32,823,400	△ 6,000	17,700,000	13,211,176	1,918,224
271,618,600	14,507,000	111,400,000	133,118,364	12,593,236	75,907,400	△ 6,000	38,400,000	33,367,636	4,145,764

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費精算報告について

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市公共下水

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金	そ の 他
1 資本的支出	1 建設改良費	今 宿 ポ ン プ 場 整 備 事 業	令和3年度	90,000,000	45,000,000	40,400,000		4,600,000
			令和4年度	475,884,000	108,000,000	346,076,000		21,808,000
			計	565,884,000	153,000,000	386,476,000		26,408,000

道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左の財源内訳				年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源内訳			
	国 県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国 県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
					90,000,000	45,000,000	40,400,000		4,600,000
368,500,000	153,000,000	209,600,000		5,900,000	107,384,000	△ 45,000,000	136,476,000		15,908,000
368,500,000	153,000,000	209,600,000		5,900,000	197,384,000		176,876,000		20,508,000

令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.8	24.7
(11.34)	(16.34)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
公共下水道事業会計	—	4,248,445千円
病院事業会計	—	10,965,584千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年6月30日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金38,764円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和5年5月29日午前8時30分頃、市所有地である行谷630番地において、倒木が発生し、相手方宅のフェンスに接触し、損傷を与えたため、これに対する修繕費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年6月30日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金189,200円
- 2 損害賠償の相手方 市外所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和5年4月20日午前10時48分頃、香川一丁目10番5号において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が走行中、対向車を避けるために左側に寄せたところ、車両左側側面がポールに接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年7月5日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金13,575円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和5年3月23日午前4時30分頃、萩園2028番55地先において、相手方が自動車で走行していたところ、側溝上に外れていた側溝蓋キャップを通過したことにより、左側前輪に損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年7月26日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金267,300円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在のマンション管理組合
- 3 損害賠償の理由

令和5年5月15日午後2時24分頃、矢畑1426番地4地先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が集積場所に車両を寄せようとしたところ、相手方の集積場所壁面に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。